

(第1章のまとめ)

(仮称)新潟市自治基本条例(修正案)

第1章 総則

1 目的

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

2 用語の定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。

市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

市 議会及び市長等をいいます。

参画 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

協働 市民と市が対等な関係で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することをいいます。

(個別意見)

- ・ 参画の定義は、「市の政策立案、実施及び評価の過程に主体的に関与することをいいます。」とすべきである。

3 条例の位置づけ

この条例は、新潟市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し、他の条例等を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります。

4 基本理念

市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。
個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。
地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(個別意見)

- ・ の冒頭に、「主権者である市民の」を追加し、「公正で」の前に、「市民の福祉が実現される」を追加すべきである。

5 自治の基本原則

市民及び市は、**それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに**、次に掲げる原則により、自治運営を行います。
市政に関する情報を共有すること。
市民参画の下で市政の運営を行なうこと。
協働して公共的課題の解決に当たること。

(個別意見)

- ・ 「それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動する」という表現は削除すべき。
- ・ 新たに項を起し、「市は、参画又は協働による自治運営に当たって、参画又は協働しないことによって、市民が不利益な扱いを受けない。」を追加すべきである。